株式会社みなと銀行

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定取得について ~兵庫県初認定。最上位「3段階目」を取得~

株式会社 みなと銀行(頭取 服部 博明)は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組状況等が優良な企業として、**兵庫県で初めて**厚生労働大臣の認定を受けましたのでお知らせいたします。

認定において、当行は、5つの評価項目(採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコース)全ての基準を満たしていることから、認定段階の中で**最上位となる「3段階目」(星マーク3個)を取得**いたしました。

認定マーク「えるぼし」

今後も、女性活躍推進をはじめ、男女問わず一人ひとりが能力を発揮し活躍で きる環境整備に取り組んでまいります。

口認定に係る当行の取組実績

評価項目	基準	実 績
①採用	男女別の採用における競争倍率(応募者数÷採用者数)が同	女性:12.7倍
	程度であること	男性:12.6倍
②継続就業	9~11 事業年度前に採用された労働者のうち継続して雇用されている者の割合が「女性÷男性」で 0.8 以上であること	0.82 女性:46% 男性:56%
③労働時間等 の働き方	法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均 が、45 時間未満であること	11.5 時間
④管理職比率	管理職に占める女性の割合が産業平均値(金融業・保険業 7.2%)以上であること	16. 4%
⑤多様な キャリアコース	以下の項目について、実績を有すること A. 女性の非正社員から正社員への転換 B. 女性のキャリアアップ支援となる転換 C. 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用	A. 40 人 B. 44 人 C. 1 人

以上

本資料に関するお問い合わせ先 企画部 広報室 藤井 TEL: 078-333-3247